

2019年4月
No.19-051a(全)

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年3月29日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0329第6号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2019年3月5日付け保医発0305第1号)が改正され、2019年4月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

- クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出

※詳細は裏面をご確認下さい。

■「検査実施料」の新規収載

● 実施料が新規収載された項目

区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査					
12	クロストリジオイデス・ディフィシルの トキシンB遺伝子検出	リアルタイム PCR法	450	微生物 150	*

[注]

- *: ア クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシン B 遺伝子検出は、以下の(イ)～(ハ)をいずれも満たす入院患者に対して実施した場合に限り、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。
- (イ) Clostridium difficile (CD) 感染症を疑う場合であって、クロストリジウム・ディフィシル抗原定性検査において、CD 抗原陽性かつ CD トキシン陰性であること。
- (ロ) 2 歳以上で Bristol Stool Scale 5 以上の下痢症状があること。
- (ハ) 24 時間以内に 3 回以上、又は平常時より多い便回数があること。
- イ 本検査は、関連学会の定める指針に基づき実施した場合に限り算定できる。
- ウ 本検査を行う場合にあっては、区分番号「D026」の「注 3」に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)のいずれか及び区分番号「A234-2」の「1」感染防止対策加算 1 の施設基準を届け出ている保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。
- エ 本検査を行う場合、下痢症状並びに本検査を行う前の CD 抗原及び CD トキシンの検査結果について診療録に記載すること。
- オ 本検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「15」細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出を併せて測定した場合には、それぞれ算定できる。